

改 正 案

目 次

第一編 （略）

第二編 居住、衛生及非常用設備

第一章 第五章 （略）

第六章 脱出設備その他の非常用設備

第三編 第九編 （略）

附則

第二編 居住、衛生及非常用設備

第六章 脱出設備その他の非常用設備

（避難場所）

第一百二十二条の二 国際航海に従事する旅客船であつて、三以上の主垂直区域（船舶防火構造規則第二条第十号の主垂直区域をいう。以下同じ。）を有するもの又は船の長さ（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船の長さをいう。第一百二十二条の八及び第一百五十七条规定において同じ。）が一二〇メートル以上のものには、告示で定める要件に適合する避難場所を設けなければならない。

（乗艇場所及び招集場所）

第一百二十二条の二の二 （略）

（略）

（脱出経路）

第一百二十二条の三 船舶には、旅客、船員又はその他の乗船者の居住又は使用に充てる場所（多層甲板公室（船舶防火構造規則第十二条の多層甲板公室をいう。以下同じ。）にあつては、各層）及び船員が通常業

現 行

目 次

第一編 （略）

第二編 居住、衛生及脱出設備

第一章 第五章 （略）

第六章 脱出設備

第三編 第九編 （略）

附則

第二編 居住、衛生及脱出設備

第六章 脱出設備

（新設）

（乗艇場所及び招集場所）

第一百二十二条の二 （略）

（略）

（脱出経路）

第一百二十二条の三 船舶には、旅客、船員又はその他の乗船者の居住又は使用に充てる場所（多層甲板公室（船舶防火構造規則第十六条の多層甲板公室をいう。以下同じ。）にあつては、各層）及び船員が通常業

務に従事する場所のそれから乗艇場所及び招集場所（救命艇及び救命いかだを備え付けていない船舶にあつては、管海官庁が、備え付ける救命設備の種類等を考慮して必要と認める場所）に通じる二以上の独立の脱出経路（その設備等について告示で定める要件に適合するものに限る。）を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該場所の性質、位置等を考慮して差し支えないと認める場合には、脱出経路を一とすることができる。

2 船内の行止まりの廊下は、設けてはならない。ただし、第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船（船舶救命設備規則）昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう（以下同じ。）を除く。）以外の船舶については、告示で定める長さを超えない範囲で当該廊下を設けることができる。

（出入口及びはしご）

第一百二十二条の四 特定機関区域（第一種船等（限定近海船を除く。）にあつては、隔壁甲板の下方の機関区域）内の各場所には、次の各号のいずれかの出入口（当該場所からの第百二十二条の三第一項の脱出経路に通じるものに限る。以下この条において同じ。）及びはしごを設けなければならぬ。ただし、同項ただし書の規定により当該場所からの脱出経路を一とすることができるとされた場所については、管海官庁の指示するところによることができる。

1・2 (略)

(略)

3 第一種船等（限定近海船を除く。）の機関区域内の制御室には、出入口に通じる通路等について告示で定める要件に適合する二の出入口を設けなければならない。

4・6 (略)

（補助照明装置）

第一百二十二条の六の三 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）の旅客室には、旅客の非常時における脱出を容易にするための照明装置（その電源等について告示で定める要件に適合するものに限る。）を置く。

務に従事する場所のそれから乗艇場所及び招集場所（国際航海に従事する旅客船以外の船舶については、告示で定める長さを超えない範囲で当該廊下を設けることができる。）

2 船内の行止まりの廊下は、設けてはならない。ただし、国際航海に従事する旅客船にあつては、出入口（当該場所からの第百二十二条の三第一項の脱出経路に通じるものに限る。以下この条において同じ。）及びはしごを設けなければならぬ。ただし、同項ただし書の規定により当該場所からの脱出経路を一とすることができるとされた場所については、管海官庁の指示するところによることができる。

（出入口及びはしご）

第一百二十二条の四 特定機関区域（国際航海に従事する旅客船にあつては、隔壁甲板の下方の機関区域）内の各場所には、次の各号のいずれかの出入口（当該場所からの第百二十二条の三第一項の脱出経路に通じるものに限る。以下この条において同じ。）及びはしごを設けなければならない。ただし、同項ただし書の規定により当該場所からの脱出経路を一とすることができるとされた場所については、管海官庁の指示するところによることができる。

1・2 (略)

(略)

3 国際航海に従事する旅客船の機関区域内の制御室には、出入口に通じる通路等について告示で定める要件に適合する二の出入口を設けなければならない。

4・6 (略)

（新設）

設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の大きさ、構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(回転翼航空機着船場所等)

第一百二十二条の八 国際航海に従事する船の長さが一三〇メートル以上のロールオン・ロールオフ旅客船には、暴露甲板上に回転翼航空機が着船して救助を行うことができる空間を確保しなければならない。

2 (略)

(非常脱出用呼吸器)

第一百二十二条の九 第一種船等及び第三種船等（船舶消防設備規則第五十四条第二項の第三種船等をいう。以下同じ。）には、機関区域（主機を設置する区域に限る。次項において同じ。）内の次に掲げる場所に、持続時間等について告示で定める要件に適合する非常脱出用呼吸器を備えなければならぬ。ただし、管海官庁が当該機関区域の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

1-3 (略)

2-3 (略)

4 第一種船等には、各主垂直区域（機関区域を除く。）内の適当な場所（国際航海に従事しない旅客船にあつては、居住区域内の適当な場所）に、持続時間等について告示で定める要件に適合する四個（旅客定員が三六人以下の船舶にあつては二個）の非常脱出用呼吸器を備えなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

5-7 (略)

(非常用制御場所)
第一百二十二条の十二 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）

(回転翼航空機着船場所等)
第一百二十二条の八 国際航海に従事する船の長さ（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船の長さをいう。次項及び第五十七条において同じ。）が一三〇メートル以上のロールオン・ロールオフ旅客船には、暴露甲板上に回転翼航空機が着船して救助を行うことができる空間を確保しなければならない。

2 (略)

(非常脱出用呼吸器)

第一百二十二条の九 第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）及び第三種船等（同令第五十四条第二項の第三種船等をいう。以下同じ。）には、機関区域（主機を設置する区域に限る。次項において同じ。）内の次に掲げる場所に、持続時間等について告示で定める要件に適合する非常脱出用呼吸器を備えなければならぬ。ただし、管海官庁が当該機関区域の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

1-3 (略)

2-3 (略)

4 第一種船等には、各主垂直区域（船舶防火構造規則第二条第十号の主垂直区域をいう。以下同じ。）（機関区域を除く。）内の適当な場所（国際航海に従事しない旅客船にあつては、居住区域内の適当な場所）に、持続時間等について告示で定める要件に適合する四個（旅客定員が三六人以下の船舶にあつては二個）の非常脱出用呼吸器を備えなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

5-7 (略)

(新設)

及び係留船には、船橋又は船橋に隣接する場所に、機能等について告示で定める要件に適合する非常用制御場所を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して適当と認める程度に応じて当該設備の一部の配置を省略することができる。

(相互連絡装置)

- 第一百二十二条の十三 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）及び係留船の次に掲げる場所には、これらの場所のそれぞれを相互に連絡することができる装置を備え付けなければならない。
一 船橋
二 前条の非常用制御場所（船橋に設けられている場合を除く。）
三 船舶防火構造規則第五十六条の中央制御場所（同条の規定により設けなければならないこととされている場合に限る。）
四 機関制御室
五 船舶消防設備規則第五条第十二号の消防員装具を備え付ける場所（同令第四十九条の規定により備え付けなければならないこととされている場合に限る。）
六 船舶消防設備規則第四十七条第一項第五号のガス貯蔵容器を配置する場所

(新設)

(浸水警報装置)

- 第一百四十六条の四十八の二 次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。
一 旅客定員が三六人以上の旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）
二 総トン数五〇〇トン以上の船舶（旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第九項の船の長さが八〇メートル未満（平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶にあつては、一〇〇メートル未満）であり、かつ、单一の貨物倉を有するものには、機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。
（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第九項の船の長さが八〇メートル未満（平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶にあつては、一〇〇メートル未満）であり、かつ、单一の貨物倉を有するもの（当該貨物倉の船側部分の全体にわたつて当該貨物倉と船側外板との間に内底板から乾舷甲板（船舶区画規程第二条第七項に規定する乾舷甲板をいう。）まで達する水密区画を有する船舶及び船舶

(浸水警報装置)

- 第一百四十六条の四十八の二 総トン数五〇〇トン以上の船舶（旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第九項の船の長さが八〇メートル未満（平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶にあつては、一〇〇メートル未満）であり、かつ、单一の貨物倉を有するものには、機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。
2 前項の規定は、同項の貨物倉の船側部分の全体にわたつて当該貨物倉と船側外板との間に内底板から乾舷甲板（船舶区画規程第二条第七項に規定する乾舷甲板をいう。）まで達する水密区画を有する船舶及び船舶

と船側外板との間に内底板から乾舷甲板（船舶区画規程第二条第七項に規定する乾舷甲板をいう。）まで達する水密区画を有する船舶及び船舶区画規程第一百十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶を除く。）

区画規程第一百十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶には、適用しない。

改 正 案

（新設）

現 行

（浸水時に安全帰港するための措置）
第三十九条の二 国際航海に従事する旅客船であつて、三以上の主垂直区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十号の主垂直区域をいう。第七十八条において同じ。）を有するもの又は船の長さが一二〇メートル以上のものの水密区画は、いずれか一の水密区画が浸水した場合においても、当該水密区域以外の場所において、告示で定める装置等が作動し、かつ、告示で定める船内の場所においてそれぞれ相互に連絡することができるよう適当な措置が講じられたものでなければならない。

（水密な甲板、囲壁、トンネル等の構造）

第七十三条 （略）

2 隔壁甲板を貫通してロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）に囲壁を設けるときは、当該囲壁の部分は、当該区域に浸水した水の衝撃力に耐えられるものでなければならない。

（水密な甲板、囲壁、トンネル等の構造）

第七十三条 （略）

2 隔壁甲板を貫通してロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）に囲壁を設けるときは、当該囲壁の部分は、当該区域に浸水した水の衝撃力に耐えられるものでなければならない。

改 正 案

現 行

（固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法）

第四十七条 （略）

一・二

（略）

三 船員が通常近づくことができる鎮火性ガスを放出する場所には、あらかじめ鎮火性ガスの放出を知らせる自動式の可視可聴警報装置を取り付けること。この警報装置は、鎮火性ガスの放出前の適当な期間作動するものでなければならない。

四〇八 （略）

254 （略）

（消防員装具）

第四十九条 （略）

船舶の区分	消防員装具の数	個人装具の数
旅客定員が三十六人を超える第一種船等（限定近海船）（船舶救命設備規則第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）	（略）	（略）
旅客定員が三十六人以下の第一種船等（限定近海船を除く。）	（略）	（略）

（固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法）

第四十七条 （略）

一・二

（略）

三 船員が通常近づくことができる鎮火性ガスを放出する場所には、あらかじめ鎮火性ガスの放出を知らせる自動式の可聴警報装置を取り付けること。この警報装置は、鎮火性ガスの放出前の適当な期間作動するものでなければならない。

四〇八 （略）

254 （略）

（消防員装具）

第四十九条 （略）

船舶の区分	消防員装具の数	個人装具の数
旅客定員が三十六人を超える第一種船等（限定近海船を除く。）	（略）	（略）
旅客定員が三十六人以下の第一種船等（限定近海船を除く。）	（略）	（略）

	第二種船（限定近海船に限る。）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2 前項の規定により第一種船等に備え付ける消防員装具及び個人装具は、容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるよう備え付けなければならない。この場合において、いずれの備付場所においても、消防員装具一組及び個人装具一組を備え付けていなければならず、かつ、第一種船等（限定近海船を除く。）にあつては各主垂直区域ごとに二組以上の消防員装具が配置されなければならない。

3・4 （略）

（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置）

第五十条 第一種船等及び係留船には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域、業務区域及び制御場所（制御場所にあつては、管海官庁が必要であると認める場合に限る。以下この項において同じ。）並びに居住区域、業務区域及び制御場所内の通路、階段及び脱出経路に、自動スプリンクラ装置及び位置識別機能付火災探知装置（煙の濃度に感応する探知器（以下「煙探知器」という。）を配置したものに限る。）を備え付けなければならない。ただし、旅客定員が三十六人を超える第一種船等（限定近海船を除く。）及び係留船以外のものにあつては、自動スプリンクラ装置又は位置識別機能付火災探知装置のいずれか一とすることができる。

2 前項ただし書の規定により自動スプリンクラ装置を備え付ける場合は、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。

3 第一項ただし書の規定により位置識別機能付火災探知装置を備え付ける場合には、当該火災探知装置は、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を

	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2 前項の規定により第一種船等に備え付ける消防員装具及び個人装具は、容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるよう備え付けなければならない。この場合において、いずれの備付場所においても、消防員装具二組及び個人装具一組を備え付けていなければならず、かつ、第一種船にあつては、各主垂直区域ごとに二組以上の消防員装具が配置されなければならない。

3・4 （略）

（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置）

第五十条 第一種船等及び係留船には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域、業務区域及び制御場所（制御場所にあつては、管海官庁が必要であると認める場合に限る。以下この項において同じ。）並びに居住区域、業務区域及び制御場所内の通路、階段及び脱出経路に、自動スプリンクラ装置及び火災探知装置（煙の濃度に感応する探知器（以下「煙探知器」という。）を配置したものに限る。）を備え付けなければならない。ただし、旅客定員が三十六人を超える第一種船及び係留船以外のものにあつては、自動スプリンクラ装置又は火災探知装置のいずれか一とすることができる。

2 前項ただし書の規定により自動スプリンクラ装置を備え付ける場合は、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。

3 第一項ただし書の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、当該火災探知装置は、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を

路に煙探知器を配置したものでなければならない。

4 第一項第ただし書の規定により第一種船等（限定近海船を除く。）に

自動スプリンクラ装置又は位置識別機能付火災探知装置を備え付ける場合には、水平区域（船舶防火構造規則第二条第十二条の水平区域をいう。）ごとにいずれか一の装置としなければならない。

5 第一項ただし書の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場所には、その全域について有効な自動スプリンクラ装置及び位置識別機能付火災探知装置（煙探知器を配置したものに限る。）を備え付けなければならない。

い。

一 旅客定員が三十六人以下の第一種船等（限定近海船を除く。）の主垂直区域であつて、多層甲板公室（船舶防火構造規則第十一條の二の多層甲板公室をいう。以下同じ。）を有するもの

二 限定近海船の多層甲板公室

6 第一種船等には、通常近づくことができない貨物区域に、位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。

7 第一種船及び第二種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶であつて主機の合計出力が七百五十キロワット以上のものを除く。）を除く。）には、主機、補助機関及び補機が自動制御又は遠隔制御されている程度を考慮して管海官庁が必要と認める機関区域に、火災探知装置（平水区域を行区域とするもの以外にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限り）を備え付けなければならない。この場合において、管海官庁が当該機関区域の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、空気温度に感応する探知器（以下「熱探知器」という。）のみを配置したものであつてはならない。

8 第一種船及び第二種船には、車両区域内の閉囲された場所に、火災探知装置（平水区域を航行区域とするもの以外にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限る。）を備え付けなければならない。

（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法）

第五十一条（略）

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

配置したものでなければならない。

4 第一項ただし書の規定により第一種船に自動スプリンクラ装置又は火災探知装置を備え付ける場合には、水平区域（船舶防火構造規則第二条第十二条の水平区域をいう。）ごとにいずれか一の装置としなければならない。

5 第一項ただし書の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場所には、その全域について有効な自動スプリンクラ装置及び火災探知装置（煙探知器を配置したものに限る。）を備え付けなければならない。

い。

一 第一種船（旅客定員が三十六人以下のものに限る。）の主垂直区域であつて、多層甲板公室（船舶防火構造規則第十六条の二の多層甲板公室をいう。以下同じ。）を有するもの

二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船の多層甲板公室

6 第一種船等には、通常近づくことができない貨物区域に、火災探知装置を備え付けなければならない。

7 第一種船及び第二種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶であつて主機の合計出力が七百五十キロワット以上のものを除く。）を除く。）には、主機、補助機関及び補機が自動制御又は遠隔制御されている程度を考慮して管海官庁が必要と認める機関区域に、火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、管海官庁が当該機関区域の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、空気温度に感応する探知器（以下「熱探知器」という。）のみを配置したものであつてはならない。

8 第一種船及び第二種船には、車両区域内の閉囲された場所に、火災探知装置を備え付けなければならない。

（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法）

第五十一条（略）

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一〇九 (略)

十 位置識別機能付火災探知装置以外の火災探知装置にあつては、一の探知区域は、船首尾方向の長さが四十メートル以下であり、かつ、同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所及び同一の区域として保護される場所を除く。）並びに左右両げん部の場所を含んでいないこと。ただし、ロッカー、船首尾の狭部その他管海官庁が差し支えないと認める場所については、この限りでない。

十一 (略)

十二 第一種船等（限定近海船を除く。）に備え付ける位置識別機能付火災探知装置にあつては、一の系統により探知する区域は、異なる主垂直区域内の場所及び主水平垂直区域内の場所を含んでいないこと。

(手動火災警報装置)

第五十二条 (略)

2 4 (略)

5 | 第一種船等（限定近海船を除く。）に備え付ける手動火災警報装置の一の系統により発信する区域は、異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を含まないものでなければならない。

6 | (略)

(消防員装具)

第六十三条 (略)

2 | 前項の規定により備え付ける消防員装具は、その位置を、明確かつ恒久的に表示しなければならない。

(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)

第六十三条の三 (略)

2 第五十一条第二項（第十二号を除く。）の規定は、前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合について準用する。この場合において、同項第十号中「同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所及び同一の区域として保護される場所を除く。）並びに左右両げん部の

一〇九 (略)

十 位置識別機能付火災探知装置にあつては、一の探知区域は、船首尾方向の長さが四十メートル以下であり、かつ、異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所、同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所及び同一の区域として保護される場所を除く。）並びに左右両げん部の場所を含んでいないこと。ただし、ロッカー、船首尾の狭部その他管海官庁が差し支えないと認められる場所（第一種船の異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を除く。）については、この限りでない。

十一 (略)

十二 第一種船に備え付ける位置識別機能付火災探知装置にあつては、一の系統により探知する区域は、異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を含んでいないこと。

(手動火災警報装置)

第五十二条 (略)

2 4 (略)

5 | (略)

(消防員装具)

第六十三条 (略)

(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)

第六十三条の三 (略)

2 第五十一条第二項（第十二号を除く。）の規定は、前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合について準用する。この場合において、同項第十号中「異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所、同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所を除く。）並びに

「場所」とあるのは、「同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所を除く。）」と読み替えるものとする。

「左右両げん部の場所」とあるのは、「同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所を除く。）」と読み替えるものとする。

	改 正 案	現 行
（多層甲板公室の保護）		
第十一條の二 多層甲板公室（旅客船における三層以上の甲板にわたる公室をいう。第十六條の二において同じ。）は、耐火性等について告示で定める仕切りで形成する隔壁の内部に設けなければならない。		
（多層甲板公室の通風）		
第十六條の二 多層甲板公室には、旅客定員が三六人以下の船舶を除き、機能等について告示で定める要件に適合する排気式機械通風装置を備え付けなければならない。		
（隔壁及び甲板）		
第二十五条 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船）船舶救命設備規則（昭和四十一年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。以外の船舶の隔壁及び甲板は、耐火性等について告示で定める仕切りでなければならない。		
2 （略）		
（家具及び備品等）		
第二十六条 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）以外の船舶の通路及び階段隔壁内には、できる限り家具を備え付けてはならない。		
2・3 （略）		
（準用規定）		
第二十七条 第八条から第二十条まで、第二十二条から第二十三条の二までの規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶について準用する。この場合において、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第十一條の二中「なければならない。」とあるのは「なければならない」		
（準用規定）		
第二十七条 第八条、第十条第二項、第十一條から第二十条まで（第十六条第一項第一号並びに第二十条第九項及び第十項を除く。）、第二十二条、第二十三条及び第二十三条の二の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶について準用する。この場合において、第八条第一		

ない。ただし、限定近海船にあつては、この限りでない。」と、第十一
条第一項中「（通路をその他の場所から区分する隔壁（以下「通路隔壁
」という。）であつて旅客定員が三六人以下の船舶に設けるものを除く
。）」とあるのは「（通路隔壁を除く。）」と、同項ただし書中「当該
隔壁と同等の防熱が施された連続B級天井張り」とあるのは「連続B級
天井張り」と、同条第二項中「B級仕切りでなければならぬ通路隔壁
（旅客定員が三六人以下の船舶に設けるものに限る。以下この項及び次
項において同じ。）」とあるのは「A級仕切りであることを要求され
い通路隔壁」と、第十六条第一項第一号中「配置されていること」と
あるのは「配置されていること。ただし、限定近海船にあつては、この
限りでない。」と、第二十条第九項中「備え付けてはならない。」とあ
るのは「備え付けてはならない。ただし、限定近海船にあつては、この
限りでない。」と、同条第十項ただし書中「管海官庁」とあるのは「限
定近海船その他管海官庁」と読み替えるものとする。

2-5 (略)

(船樓及び甲板室の周壁)

第三十三条 (略)

2 居住区域又は業務区域がある船樓又は甲板室であつて前面が貨物タン
ク及び貨物タンクに隣接する場所に面するものの側壁のうち前端から後
方へ船の長さ（満載喫水線規則第四条に規定する船の長さをいう。第五
十六条の二において同じ。）の二五分の一（五メートルを超える場合に
あつては五メートル）又は三メートルのうちいずれか大きい値の間の部
分は、耐火性等について告示で定める要件に適合するものであり、かつ
前項各号に掲げる基準に適合するものである」と。

(火災時に安全帰港するための措置)

第五十六条の二 国際航海に従事する旅客船であつて、三以上の主垂直区
域を有するものは船の長さが百二十メートル以上のもののA級仕切り
で囲まれた区域は、火災時に、火災が発生した場所から最寄りのA級仕
切りまでに至る場所（火災が発生した場所に消火装置が備え付けられて
いない場合には、該場所及び該場所に隣接するすべてのA級
仕切りで囲まれた場所）が焼失した場合においても、該場所が焼失した場所

項中「なければならない。」とあるのは「なければならない。ただし、
限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一
条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）にあつては、この限り
でない。」と、第十一條第一項中「前条」とあるのは「第二十五条」と
「（通路をその他の場所から区分する隔壁（以下「通路隔壁」という
。）」であつて旅客定員が三六人以下の船舶に設けるものを除く。」と
あるのは「（通路隔壁を除く。）」と、同項ただし書中「当該隔壁と同
等の防熱が施された連続B級天井張り」とあるのは「連続B級天井張り
」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十五条」と、「B級仕切
りでなければならぬ通路隔壁（旅客定員が三六人以下の船舶に設ける
ものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「A
級仕切りである」とを要求されない通路隔壁」と読み替えるものとする
。

2-5 (略)

(船樓及び甲板室の周壁)

第三十三条 (略)

2 居住区域又は業務区域がある船樓又は甲板室であつて前面が貨物タン
ク及び貨物タンクに隣接する場所に面するものの側壁のうち前端から後
方へ船の長さ（満載喫水線規則第四条に規定する船の長さをいう。）の二五
分の一（五メートルを超える場合にあつては五メートル）又は三メートル
のうちいずれか大きい値の間の部分は、耐火性等について告示で定める要
件に適合するものであり、かつ、前項各号に掲げる基準に適合するもので
あること。

(新設)

以外の場所において、告示で定める装置等が作動し、かつ、告示で定める船内の場所においてそれぞれ相互に連絡することができるようにならぬ措置が講じられたものでなければならない。